認可外保育施設の保育料助成制度のお知らせ（2020年11月版）

品川区では、2017年４月より、認可保育所等に入園できなかった児童が認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成しています。

１　助成制度の概要

　⑴　対象施設

　　　次の要件を満たす施設が対象となります。

　　①　区内の認可外保育施設のうち、**ベビーホテル・その他施設**（これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含む。）

* ただし、企業主導型保育事業として国から運営費の助成を受けている認可外保育施設については、あらかじめ保護者の負担軽減が図られているため、助成の対象外となります。

　　②　東京都から認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設

　　　　東京都の立入調査の結果により、指導監督基準を満たす旨の証明書が新たに交付された場合は交付の月から対象とします。また、指導監督基準を満たさなくなり、東京都が証明書の返還を求めた場合は、返還を求めた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）から対象外となります。

　　③　①および②の要件を満たす区外施設を区民が利用した場合も助成の対象となります。

　　　※　区内の対象施設は、４ページ目のとおりです。区外施設については、東京都のホームページでご確認ください。

　　　　　 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/babyichiran\_koukai.html

　⑵　利用要件

　　　次の要件を満たす方が対象となります。

　　①　児童および保護者が当該月の初日に、品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。

　　②　認可外保育施設に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月１６０時間以上の月極め契約で利用し、実際に１６０時間以上で保育を受けていること。

　　　※就労要件で認定を受けている方は、『勤務時間＋保育施設から勤務先までの往復の通勤時間』が

月１６０時間以上の場合に限り、助成対象となります。また、当該月の初日に就労・復職している場合に、助成対象となります。

　　③　認可外保育施設の基本保育料を施設に直接支払っており、滞納していないこと。

　　　※　基本保育料について、他の助成制度や福利厚生制度を利用し、既に負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料が助成対象となります。

　　④　保育の必要性の認定を受け、認可保育所等の入園申込みを行ったが、不承諾となっていること。

※　ここでいう入園申込みには、定期利用保育事業、育児休業明け入園予約制度は含まれません。

　 ※　４月入園の申込みは、１次・２次両方不承諾の場合に、対象となります。

　 ※　保護者それぞれが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

ただし、次に該当する場合は、助成の対象外となります。

　　　ア　認可保育所等の入園辞退、申込取下げ、兄弟姉妹との入園条件に合致しないなどの理由により入園を希望しないとき。

　　　イ　求職活動により２か月間の認定を受けている方が、入園申込みを行い不承諾となったが、３か月目以降も求職活動を継続するとき（当初の２か月間のみ助成の対象となります）。

　　　ウ　就労要件で認定を受けている方が、復職することを条件として入園申込みを行ったが、不承諾となったため、実際には復職せずに認可外保育施設を利用するとき。

※　就労の状況については、認可保育所等の入園申込みの際に、保育課入園相談担当に提出された書類で確認します。また現状の勤務状況で審査するので、提出後に変更がありましたら、その都度入園相談担当へご提出をお願いいたします。

就労していることが確認できない書類（育児休業中の勤務証明書等）のみ提出されている方は、復職にあたり、復職証明書も忘れずに入園相談担当にご提出ください。

　　　　　なお、復職証明書が提出されないため、就労していることが確認できない場合は、助成金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

　　　※　入園不承諾等の状況については、月単位で確認を行います。2020年４月の入園申込みの時点で不承諾となっていても、**５月以降の月について改めて入園申込みが必要**となります。５月以降の入園申込みを行い入園不承諾となっていない場合は、助成の対象外となります。

　　　※　入園申込みの結果、認可保育所等の入園内定が出た場合に、入園辞退をしたときは、その入園辞退の月以降、助成の対象外となります。

　　　※　認可保育所等に在園可能にもかかわらず、一度退園し、再度入園申込みをして不承諾となった場合は、その不承諾の月以降に認可外保育施設を利用したときでも、助成の対象外となります。

　　　※　同一月に、ベビーシッター利用支援事業を利用した場合は、当助成制度の対象となりません。

　　　※　幼稚園、認定こども園、認証保育所等に在園している場合は、認可外助成の対象外となります。

　　 <2020年度の認可保育所等の入園申込みスケジュール>

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入園月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 〆切日 | 4/8 | 5/8 | 6/9 | 7/8 | 8/7 | 9/8 | 10/9 | 11/9 | 11/27 | 12/4 |
| 発表予定 | 4/20 | 5/20 | 6/19 | 7/20 | 8/19 | 9/18 | 10/21 | 11/18 | 12/16 | 1/8 |

**このほか、保育の必要性の認定や入園不承諾の詳細については、保育課入園相談担当にお問い合わせください。（℡５７４２－６７２５）**

　⑶　助成月額（定額）

　　　０歳児：５０，０００円、　１歳児：４５，０００円、　２歳児：４０，０００円

※　認可外保育施設の基本保育料が助成月額を下回る場合は、基本保育料と同額が上限となります。

　　※　児童の年齢は、４月１日現在の満年齢を基準とします。

　　※　住民税が非課税の世帯は、**合計６７，０００円**（当助成金25,000円、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用費42,000円）となります。

　　　　ただし子育てのための施設等利用費は別途請求が必要です。

また、３歳児～５歳児のお子様については、子育てのための施設等利用費（37,000円を上限とする）

　　　　の請求をしていただくようお願いいたします。

詳しくは「幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付について（認可外保育施設用）」をご確認ください。

区ホームページ「<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/20190731185436.html>」

⑷　支払方法・スケジュール

　　　四半期ごとに年４回、ご指定の金融機関の口座にお振り込みいたします。

　　（2020年度　助成金の交付スケジュール【予定】）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象月 | 支払予定時期 | 申請〆切日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１期 | 2020年４～６月分 | ８月下旬 | ６月１２日（金） |
| 第２期 | 2020年７～９月分 | １１月下旬 | ９月１１日（金） |
| 第３期 | 2020年１０～１２月分 | ２月下旬 | １２月１１日（金） |
| 第４期 | 2021年１～３月分 | ５月下旬 | ３月２２日（月） |

　　　※　**第４期の申請〆切日を過ぎた場合は、いかなる理由でも助成金の申請をお受けすることはできません**ので、ご注意ください。また第４期の申請〆切日までは、2020年度分の認可外助成金の申請を遡って行うことができます。

⑸　申請方法

　　申請は、年４回必要となります。

　　所定の申請書を保育支援課窓口（区役所第二庁舎７階）に郵送または持参にてご提出ください。郵送の場合は、申請〆切日に必着するように送付してください。

　※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

⑹　提出書類

　①　申請書（所定様式）

　　　所定の申請書は、保育支援課窓口や区内の各認可外保育施設で配布しています。 また、区ホームページからもダウンロードできます。

　②　認可外保育施設を基本保育時間で１６０時間以上の月極め契約で利用していることが確認できる書類

（契約書の写し）

　③　各月の基本保育料を施設に直接支払っていることが確認できる書類（領収書の写しなど）

　※　住民税が非課税で住民税の状況が確認できない場合、市町村区民税非課税証明書の提出を依頼する場合があります。

　※　上記②・③の書類が施設から交付されない場合、または利用要件の確認が難しい書類の場合は、郵送でのお申込みはできません。必ず保育支援課窓口にご来所のうえ、ご相談ください。

　※　２回目以降の申請の場合は、交付決定後の児童および保護者の状況を確認する書類（所定様式）、各月の基本保育料を支払っていることが確認できる書類を四半期毎にご提出いただきます。所定様式は、各回の交付決定通知に同封させていただきます。

　※　提出書類に、不備・不足があった場合は、助成ができない場合があります。

２　その他

　⑴　助成金の返還について

　　　助成金の申請に当たり、次に該当する場合は助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金を返還していただくことになります。

　　①　偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

　　②　上記に掲げる助成対象の要件を欠いていたと認めるとき。

　　③　①および②に掲げるもののほか、交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

⑵　助成金の所得税法上の取扱い

　　　認可外保育施設の保育料助成金は、所得税法上の雑所得となりますので、申告が必要となります。詳細については、お住まいの地域の税務署にお問い合わせください。

（問い合わせ先・申請書提出先）

〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６　品川区役所　子ども未来部　保育支援課　開設・計画担当

認可外保育施設保育料助成担当　電話５７４２－６０３９

【 区内の対象施設一覧 】

※　区内の対象施設の最新の状況は、必ず東京都のホームページでご確認ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/babyichiran>\_koukai.html